

「徳島県生活環境保全条例の一部改正（案）の概要」に係る  
パブリックコメントの募集結果について

## ○意見募集期間

平成28年11月29日（火）から平成28年12月28日（水）まで

## ○意見提出者数及び件数

3名の方から5件

## ○意見の概要

|                |    |
|----------------|----|
| 県への要望（監視の強化ほか） | 3件 |
| 条例改正への評価       | 1件 |
| その他            | 1件 |

## ○意見及び県の回答案

| 番号 | いただいたご意見   | ご意見に対する県の考え方  |
|----|--|---|
| 1  | 新たな物質の追加規制や従来からの規制対象物質についての規制の見直しにより、本県の水環境の保全が一層確実に図られるということで評価できるものと思う。  | 本県の良い水環境を維持するよう、努めてまいります。   |
| 2  | 1, 1-ジクロロエチレンについては、許容限度が現行より緩和されており、これは、「条例改正理由」からすると、水質汚濁防止法の規制基準を準用していることによるものと考えられるが、県民の安全・安心の観点からは、より丁寧な説明が望まれる。     | 1, 1-ジクロロエチレンの許容限度の緩和についての理由は、いただきましたご意見のとおりであります。今後は、より丁寧な説明に努めてまいります。   |
| 3  | 法の規制基準改正に準じて改正するものであり、妥当な改正であると思います。今後も良好な水質環境を維持するため、発生源の把握、水質測定計画の強化を望みます。   | 本県の良い水環境を維持するために、事業場監視や公共用水域等の水質の調査を実施しております。今後も関係機関と連携し、水質等の監視に努めてまいります。 |
| 4  | 1, 1-ジクロロエチレンは分解過程で発がん性のある塩ビモノマーを生成するとされています。また1, 4-ジオキサンは他県で産業廃棄物処分場から高濃度で排出されていた経緯があります。これらを含めた改正項目物質の常時監視の強化が必要と考えます。 | 本県の良い水環境を維持するために、事業場監視や公共用水域等の水質の調査を実施しております。この水質調査等を踏まえ、必要な取組を進めてまいります。  |
| 5  | 徳島県内に事業所を置く者として、徳島県生活環境保全条例改正の排水基準を遵守致します。<br>事業場からの排水について、汚濁防止と軽減を進めます。   | 排水基準の遵守はもとより、汚濁負荷の軽減に努めていただきますようよろしくお願い致します。                              |